

## 令和3年度 保育所等の各種申請、利用についての注意事項

### 1. 申請書の有効期限について

今回提出していただく申請書の有効期限は令和4年3月末までです。令和4年4月以降も保育所等への入所を希望される場合は、別途申請が必要となります。

令和4年4月以降の申請受付については、令和3年10月の天理市の広報誌『町から町へ』や天理市HPでお知らせする予定です。

### 2. 子どものための教育・保育給付 支給認定証について

支給認定証は保育の必要性の認定基準に該当することを証明するものであり、保育所等の入所の内定通知ではありません。保育所等の内定通知は利用調整後、別途送付されますのでご注意ください。

### 3. 入所選考結果について

保育所等の入所を希望される場合、申請書を提出後に、毎月入所選考を実施し利用調整を行います。入所の空きがなく、入所希望月に入所が保留となった場合は、希望月の翌月から令和4年3月まで、継続して入所選考を行います（ただし、保育が必要とされる期間まで）。

入所の可否については、初回は書面にて通知いたします。入所希望月以降の入所選考の結果については、入所内定が出た場合のみ書面で通知いたします（入所保留が継続する場合、原則入所不承諾通知は初回しか送付しませんのでご注意ください）。

### 4. 個人番号（マイナンバー）の提供について

申請書への保護者、申請児童・兄弟姉妹分の個人番号（マイナンバー）の記載をお願いいたします。また、申請時に申請者の本人確認書類（※1）と個人番号の確認書類（※2）の提示にご協力をお願いします。また、申請後に個人番号が変更された場合には、速やかに保育係へお知らせください。

#### （※1）本人確認書類

マイナンバーカードや免許証などの顔写真付きの公的証明書 1点

または顔写真がない証明書（健康保険証、国民年金手帳等） 2点

#### （※2）個人番号の確認書類

マイナンバーカード、通知カード、または個人番号記載の住民票

なお、提供いただいた個人番号は、子どものための教育・保育給付の支給に係る対象事務のみに利用し、それ以外の利用目的では利用いたしません。

### 5. 入所申請時、勤務予定等で書類を提出した場合の注意点

勤務証明書等を、育児休業期間中や内定などを理由とし、入所後の勤務予定として勤務時間等を記載し提出していた場合、入所が内定した時点で勤務証明書等の再提出が必要です。なお、再提出された勤務証明書等が申請時と異なる内容であり、入所選考に影響する場合、内定取り消しや退所となる可能性があります。

（裏面へ）

## 6. 入所申請後に（保育施設に入所決定していない状態で）勤務状況等が変更となった場合について

入所申請後、保育施設に入所決定していない状態で、提出した内容に変更があった場合は、すみやかに変更届及び変更後の証明書等を提出してください。選考に影響のある勤務時間や保育が必要な理由等の変更の反映は、原則入所申請期限に準じます。

## 7. 入所後の認定内容の変更について

育児休業後の復職、勤務時間の変更、退職、転職など、入所後から現況の変更があった場合は、児童福祉課の窓口へ速やかに変更届及び変更後の証明書等の提出をお願いいたします。届けによる認定内容の変更は、提出月の翌月以降からとなります。

## 8. 保育料について

0～2歳クラスの保育所等の保育料は入所児童の世帯の扶養義務者及び家計の主宰者（父・母・父母の収入額によっては祖父母など）の市町村民税の所得割課税額の合計及び世帯状況などによって決定されます。令和3年4月～8月までの保育料は、令和2年度の市町村民税の所得割課税額（令和元年中の所得による）により、9月から翌年3月までの保育料は、令和3年度の市町村民税の所得割課税額（令和2年中の所得による）により算定します。令和3年度保育料は9月分から変更になりますのでご注意ください（決定通知は9月中に送付します）。

また、税金の未申告や個人番号の未提供により、課税情報が確認できない場合、保育料を最高額で決定しますので、ご注意ください。

## 9. 副食費の減免について

3～5歳クラスの保育所等の副食費（おかず、おやつ、牛乳、お茶等の材料費）は入所児童の世帯の扶養義務者及び家計の主宰者（父・母・父母の収入額によっては祖父母など）の市町村民税の所得割課税額の合計及び世帯状況などによって減免されます。令和3年4月～8月までの副食費は、令和2年度の市町村民税の所得割課税額（令和元年中の所得による）により、9月から翌年3月までの副食費は、令和3年度の市町村民税の所得割課税額（令和2年中の所得による）により減免を決定します。令和3年度副食費の減免状況は9月分から変更になりますのでご注意ください。

また、税金の未申告や個人番号の未提供により、課税情報が確認できない場合、副食費は減免しませんので、ご注意ください。

なお、主食費（ごはん、パン等）は減免になりません。また主食費・副食費は施設毎に異なり、施設が直接徴収しますので、詳細は入所施設にお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

児童福祉課 保育係

☎0743-63-1001（代表）

内線 235・240・230

☎0743-63-9269（直通）